○**農林水産省告示第千五百六号**

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二厘九毛

を

平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二厘九毛
平成二十八年四月一日から平成二十八年六月三十日まで	年一厘五毛
平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘二毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二厘二毛

を

平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二厘二毛
平成二十八年四月一日から平成二十八年六月三十日まで	年一厘八毛
平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘

に

改める。

○**農林水産省・経済産業省告示第二号**

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第百六十八条第二項及び第四項第四号ロの規定に基づき、同条第二項の主務大臣が定める書類並びに同条第四項第四号ロの主務大臣が定める方法及び主務大臣が定める事項を次のように定め、平成二十八年九月一日から施行する。

平成二十八年八月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

経済産業大臣　林　幹雄

（添付書類）

第一条　商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第百六十八条第二項の主務大臣が定める書類は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第十五号。以下「金融庁告示」という。）第七条第二項各号に掲げる書類とする。

（潜在的損失等見積額の算出方法及び届出事項）

第二条　規則第百六十八条第四項第四号ロの主務大臣が定める方法は、金融庁告示第一条第一項の定量的計算モデルを用いる方法とする。

2　規則第百六十八条第四項第四号ロの主務大臣が定める事項は、前項の定量的計算モデルの管理に関する体制の設計及び運営に責任を負う部署の責任者の氏名、役職名及び履歴とする。

○**国土交通省告示第九百十号**

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号。以下「改正省令」という。）附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の二の規定により、次の機関の行う講習を登録解体工事講習として登録したので、改正省令第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。

平成二十八年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十八年八月一日

(二)　登録番号　1

(三)　氏名又は名称　公益社団法人全国解体工事業団体連合会

(四)　住所　東京都中央区八丁堀四丁目一番三号

(五)　法人である場合の代表者の氏名　井上　尚

(六)　講習業務を行う事務所の所在地　東京都中央区八丁堀四丁目一番三号

○**国土交通省告示第九百十一号**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一の三の1の㈣中「又は」を「、」に改め、「受けた者」の下に「又は登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第五号の登録を受けた試験をいう。）若しくは登録解体工事試験（同条第二号の表解体工事業の項第四号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○**国土交通省告示第九百十二号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の四の規定により、次の機関の行う試験を登録基礎ぐい工事試験として登録したので、同規則第七条の十八第一号の規定により、公示する。

平成二十八年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十八年八月一日

(二)　登録番号　1

(三)　氏名又は名称　一般社団法人日本基礎建設協会・一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会

(四)　住所　東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号・東京都港区浜松町二丁目七番十五号

(五)　法人である場合の代表者の氏名　脇　雅史・黒瀬　晃

(六)　試験業務を行う事務所の所在地　東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号・東京都港区浜松町二丁目七番十五号

○**国土交通省告示第九百十三号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の四の規定により、次の機関の行う試験を登録解体工事試験として登録したので、同規則第七条の十八第一号の規定により、公示する。

平成二十八年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十八年八月一日

(二)　登録番号　1

(三)　氏名又は名称　公益社団法人全国解体工事業団体連合会

(四)　住所　東京都中央区八丁堀四丁目一番三号

(五)　法人である場合の代表者の氏名　井上　尚

(六)　試験業務を行う事務所の所在地　東京都中央区八丁堀四丁目一番三号

○**国土交通省告示第九百十四号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号の表とび・土工工事業の項第三号の次に次の一号を加える。

四　一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会の行う平成二十七年度の基礎施工士検定試験に合格した者

第一号の表解体工事業の項第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成十七年度までの解体工事施工技士資格試験に合格した者

四　公益社団法人全国解体工事業団体連合会又は社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成二十七年度までの解体工事施工技士試験に合格した者

同項第十号中「社団法人斜面防災対策技術協会」の下に「又は社団法人地すべり対策技術協会」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。